

労働情報なごや

2019 秋号

「愛知県最低賃金」は、10月1日から



時間額 926 円に改正！

28円
UP

～ 使用者の方も、労働者の方も最低賃金を上回っているか必ず確認しましょう。～

愛知県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等のすべての労働者に適用されます。日給制、月給制の労働者の場合は、時間当たりの金額に換算して最低賃金の時間額926円と比較します。詳しくは、愛知労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>)、愛知労働局労働基準部賃金課（電話052-972-0257）、または、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署にお尋ねください。

労働基準監督署	電話番号	市内管轄区域
名古屋北労働基準監督署	052-961-8653	東、北、中、守山
名古屋南労働基準監督署	052-651-9207	中川、港、南
名古屋東労働基準監督署	052-800-0792	千種、昭和、瑞穂、熱田、緑、名東、天白
名古屋西労働基準監督署	052-481-9533	西、中村

令和元年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

概要：事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成

留意事項：過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。

「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資に含まれるため助成対象となります。

申請先：愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当） TEL 052-857-0313

※詳しくは、厚生労働省 HP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigy_onushi/shienjigyou/03.html) をご覧いただくか、

愛知働き方改革推進支援センター（TEL 0120-552-754）へお問い合わせください。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう！

過労死等を防ぐ7つの方法

Q1 長時間労働の削減に向けて事業主が取り組むべきことは？

⇒ 事業主は労働者の労働時間を正確に把握しましょう。時間外・休日労働協定（36協定）の内容を労働者に周知し、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

Q2 働き過ぎによる健康障害を防止するために必要なことは？

⇒ 事業主は労働者の健康づくりに向け積極的に支援すること、労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

Q3 働き方はどのように見直せばよいですか？

⇒ 事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合っって計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

Q4 勤務間インターバル制度とは？

⇒ 終業時刻から始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るため有効なものです。労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

Q5 心の健康を保つために取り組むべきことは？

⇒ 事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

Q6 職場のハラスメントの予防・解決に向けて取り組むべきことは？

⇒ 事業主はトップによるメッセージの打ち出しや職場内のルールづくりに取り組み、労働者は悩みを共有するなどしましょう。

Q7 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？

⇒ 労働者は自身の不調に気がいたら、早めに周囲の人や医師などの専門家に相談しましょう。事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

※名古屋市、愛知労働局、各労働基準監督署または労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）で労働相談や情報提供を受け付けています。名古屋市の労働相談については4ページをご覧ください。

◆過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内◆

(1) 開催日時：令和元年11月15日（金）
13：30～16：00（受付13：00～）

(2) 会場：名古屋国際センター 別棟ホール
（名古屋市中村区那古野一丁目47番1号）

(3) 定員：200名

(4) 参加費：無料

(5) 主催：厚生労働省

(6) プログラム：基調講演 「息子の過労死から過労死ゼロを願う」
西垣 迪世 氏（全国過労死を考える家族の会 兵庫代表）
「キャッチネットワークの働き方改革」
松永 光司 氏（株式会社キャッチネットワーク 代表取締役）

(7) 申込方法：下記ホームページからお申し込み、またはチラシの申込書をFAX（052-915-1523）
<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

【問い合わせ先】株式会社プロセスユニーク

TEL：0120-053-006

Eメール：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ！



(愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック・東海ろうきん共催)

第15回退職準備セミナー(年金受給準備セミナー)開催のお知らせ

愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロックでは、退職(定年)を前に控えた方を対象として、①共済年金と厚生年金の一元化について ②公的年金はいつからいくらもらえるのか ③65歳までの暮らし方をどうする ④定年前後にやるべきこと3大手続き(年金・雇用保険・健康保険など)について、セミナーの受講者を募集します。

(1) 開催日時

第1回 令和元年11月16日(土) 午前/第2回 11月16日(土) 午後
第3回 令和元年11月17日(日) 午前/第4回 11月17日(日) 午後
第5回 令和元年11月23日(土) 午前/第6回 11月23日(土) 午後
(開催時間 午前 10:00~12:30/午後 13:30~16:00)

※第1回から第5回は民間企業などにお勤めの方、第6回は公務員・私立学校教職員組合(旧共済年金)の方を対象としています。

(2) 会 場：ワークライフプラザれあろ(全労済金山会館)6階大会議室
名古屋市熱田区金山町一丁目14番18号
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

(3) 定 員：各回80名(定員になり次第×切)

(4) 参加費：無料

(5) 対 象：58歳~62歳で民間企業などにお勤めの方(厚生年金)及び公務員・私立学校教職員の方(共済年金) ※ご夫婦での参加をお薦めしています。

(6) 主 催：愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック/東海労働金庫

(7) 講 師：社会保険労務士 鈴木 久子 氏

(8) 申込方法：所定申込書にご記入後、所属の労働組合または、愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロックへ FAX(052-682-6049)またはEメールでお申込みください。

【所定の申込書の請求及び問い合わせ先】

◇愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック

電話 052-682-6029 Eメール tomonokai@ray.ocn.ne.jp

◇東海労働金庫本店 電話 052-243-8800

愛知働き方改革推進支援センターのご紹介

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、中小企業診断士、経営コンサルタント、ITアドバイザー、産業カウンセラー、社会保険労務士等の専門家が全力でサポート！専門家を企業へ最大5回派遣し、技術的支援を行います！！(厚生労働省委託事業)

《相談内容》

- ・人手不足解消のための方法を知りたい
- ・生産性を高め、収益力を向上させたい
- ・時間外労働の上限規制、年次有給休暇の義務化について知りたい
- ・働き方改革に活用できる助成金を知りたい

相談受付：月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

電 話：0120-552-754

場 所：名古屋市千種区千種通7丁目25番地の1
サンライズ千種3階(タスクール内)

Eメール：aichi@task-work.com

※詳しくは、特設サイトをご覧ください。

愛知働き方改革推進支援センター

検索



名古屋市

無料

労働に関する

出前講座

人材の定着を考える中小企業や、経営者団体等を主な対象に、心の病に対する知識や対応を学ぶメンタルヘルス研修を実施する専門家（社会保険労務士、心理カウンセラー）を派遣します。

（※ 令和2年3月31日までに実施する勉強会や講演会などで、15人以上が参加する行事が対象）

【メンタルヘルス対策支援研修】

- メンタルヘルスに対する正しい理解
- 職場でのメンタルヘルス不調者への対応



【講座時間】

50分以上2時間以内

【日時】

月曜日～金曜日 午前10時～午後9時

【場所】

実施団体でご用意下さい（名古屋市内）

〈問合せ先〉名古屋市市民経済局産業労働課 TEL 052-972-3146

※詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000055285.html>

名古屋市 中小企業 出前講座

検索

～ 職場での**トラブル**や**悩みごと**はありませんか？ ～

【名古屋市市民相談室 労働相談】のご案内

名古屋市では、雇用、賃金、解雇などの労働に関する問題でお困りの市内在住または在勤の方を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を行っています。

相談受付：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

午前9時～11時45分・午後1時～3時45分

電話：052-972-3163

場所：名古屋市役所西庁舎1階（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）



： rodosodan@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

※Eメールによるご相談は、氏名（可能な限り）、性別、年代、お住まい又は勤務地の区を記入し、相談内容についてなるべく詳しくお書きください。

◆相談無料

◆秘密厳守